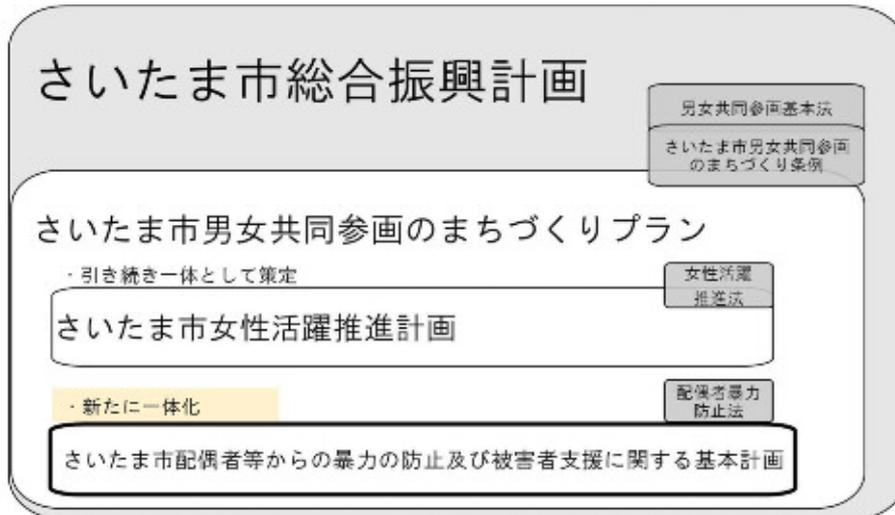


第 5 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの策定について

1 策定の方向性（案）

- 計画の期間：令和 6 年度から令和 10 年度
- これまでの取組及び国、県の基本計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ策定
- 一体的に 課題把握や事業評価を行うことで、より効果的で迅速な 施策展開につなげるため、男女共同参画基本計画、女性活躍推進計画、DV 防止基本計画を一体的に策定 ※位置付け



2 策定にあたり考慮すべき事項

(1) これまでの取り組み

○現行計画

- ・第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン
(計画期間：令和元年度から令和 5 年度)・・・【概要】資料 2 - 1
- ・第 3 次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画
(計画期間：令和 3 年度から令和 5 年度)・・・【概要】資料 2 - 5
- ・男女共同参画年次報告書（各年度作成し、計画の取組状況等を報告）

○男女共同参画のまちづくり条例

- ・第 3 条（基本目標）、第 9 条（基本的施策等）・・・資料 2 - 6

(2) 国・県の男女共同参画基本計画

○国の計画

- ・第 5 次男女共同参画基本計画（計画期間：R2.12 閣議決定～R7 年度＊）
※令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」・・・【体系】資料 2 - 7

○県の計画

- ・第 5 次埼玉県男女共同参画基本計画（計画期間：R 4 ～R8 年度）
・・・【体系】資料 2 - 8 など

(3) 社会情勢等

○社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- ・新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- ・人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ・人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- ・法律・制度の整備（働き方改革等）閣議決定
- ・デジタル化社会への対応
- ・国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- ・頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- ・ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

など

※国の第5次男女共同参画基本計画説明資料より

○男女共同参画に関する市民意識調査・・・【概要版】資料2-9

1 調査の概要

- ・調査対象：さいたま市在住の18歳以上、5,000人を無作為抽出（うち外国人102人）
- ・調査期間：令和3年8月2日から令和3年8月23日まで
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収結果：有効回答数：1,846（女性：1,015、男性：761、性別無回答：70）
- ・有効回答率：36.9%

2 調査の内容

- ・①男女平等に関する意識について
- ・②家庭生活について
- ・③就業について
- ・④社会参画について
- ・⑤ハラスメントについて
- ・⑥新型コロナウイルス感染症の影響について
- ・⑦性について
- ・⑧教育について
- ・⑨市の男女共同参画の推進に関する施策について
- ・⑩配偶者などからの暴力について
- ・⑪交際相手からの暴力について

(4) 近年の男女共同参画に係る主な法改正

「働き方改革関連法」(平成31(2019)年4月～順次施行)

- 時間外労働の上限規制, 年次有給休暇の確実な取得, フレックスタイム制の拡充等
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止、待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の整備

「育児・介護休業法」改正(令和4(2022)年4月～段階的施行)

- 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等

「配偶者暴力防止法」改正(令和2(2020)年4月施行)

- 児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化

「女性活躍推進法」改正(令和2(2020)年6月～順次施行)

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大

「男女雇用機会均等法」改正

- 妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務(平成29(2017)年1月施行)
- セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化(令和2(2020)年6月施行)

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30(2018)年5月施行) (令和3(2021)年6月改正法施行)

- 衆議院, 参議院及び地方議会の選挙において, 政党等の政治活動の自由を確保しつつ, 男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すために成立。
改正法では, 政党その他の政治団体の取組の促進や国・地方公共団体の施策を強化

「刑法」改正(平成29(2017)年7月施行)

- 性犯罪の厳罰化、被害者の性別を問わないことに変更